

社会福祉法人わかば会 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用の弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬等
- (2) 非常勤の役員報酬等
- (3) 評議員の報酬等
- (4) 評議員選任・解任委員会の委員及び第三者委員会の外部委員の報酬等

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、報酬別表1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬等の額は、別表3に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員会の委員及び第三者委員会等の外部委員に対する報酬等の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事及び非常勤の理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に

よる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬については、職員給与規程第3条に準じた時期とする。

(2) 賞与については、職員給与規程第21条に準じた時期とする。

- 2 非常勤の役員（理事長を除く）、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員及び第三者委員等の外部委員に対する報酬等は、理事会または評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年定時評議員会の議決の日から施行し
平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

令和 2 年定時評議員会の議決の日に改正し
令和 2 年 1 月 30 日から適用する。

令和 5 年定時評議員会の議決の日から施行し
令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別 表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
理事	無報酬
	賞与の額
理事長・理事	報酬月額×0.6か月
	報酬月額×0.9か月

別 表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事長

法人業務のための出勤 (3時間×9日/月)	月額 40,000円
理事会・評議員会等への出席 (上記との併給は行わない)	日額 5,000円
出勤予定日数以上の出勤	時給 1,500円

(2) 理事

理事会等会議への出席	日額 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 3,000円

(3) 監事

監事監査への出席	日額 10,000円
理事会・評議員会等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 3,000円

別 表3 (評議員の報酬等)

評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 3,000円

別 表4 (評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員会等の外部委員の報酬等)

評議員選任・解任委員会等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 3,000円

※別表報酬に加えて交通費として、常勤役員については職員給与規程による通勤手当を、非常勤職員については片道1kmあたり37円を支給する。